

訴 状

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
原告代理人
弁護士 田 川 章 次
弁護士 下 田 泰
弁護士 秋 山 正 行
弁護士 清 水 弘 彦
弁護士 白 石 資 朗

請 求 の 趣 旨

- 一、被告らは連帯して、原告河田一恵に対して金1億円を、原告久保文美に対して金5000万円を、原告松尾明久に対して金2000万円を、原告永藤登に対して金1500万円を、それぞれ支払え。
- 二、訴訟費用は被告らの負担とする
との裁判並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

- 一、いわゆる下関駅事件の発生
 - 1、被告上部康明（以下「康明」という）は、平成11年9月29日午後4時25分ころ、JR下関駅にレンタカーで突っ込み7人をはね2人死亡、5人に重軽傷を負わせた。
 - 2、同人は、さらに下車して、文化包丁を手にして、JR下関駅の改札口を
通ってホームに上った。
同人は、ホームなどで文化包丁で8人に切りつけ、2人殺害し6人に重
軽傷を負わせた（その後、1名死亡）。
 - 3、原告らは、上記事件（以下「下関駅事件」という）の被害者及び遺族で
ある。
- 二、被告上部康明、被告上部和正、被告上部敬子の責任
 - 1、被告上部和正（以下「和正」という）は康明の父親であり、被告上部敬
子（以下「敬子」という）は康明の母親である（以下、和正・敬子の総称
として「両親」という）。
 - 2、本件における原告らの損害は、すべて康明の行為に起因するものであ
って、康明の責任は論を待たない。
 - 3、両親の責任（主意的主張、民法709条、719条）
第一に、原告らは、康明が精神異常であるとは考えていない。康明は、
池袋通り魔事件を見て「刃物だけでは多くの人を殺せない」と考えて、レ
ンタカーを借りて人を轢くとともに刃物で切りつけるという犯行を考え
ているのであって、決して精神異常者の衝動的な犯行ではない。緻密に計
算された残虐な犯行である。かかる犯行を精神異常者が起こすことはでき

ない。

従って、本件の第一次的な責任は、当然、相手方康明にある。

しかしながら、下関駅事件に対する康明の両親の寄与度も否定することはできない。

なぜなら、康明が、昭和63年ころより神経症で治療を受けていたこと、平成11年にはイライラしやすく人格障害との診断まで受けていたこと等（康明は平成5年2月にも和正に対し、「アパートの下が土建会社でうるさくて眠れない。刀を抜いて斬りかかって行くような気がした」旨の話をしており、和正は康明の他害の可能性を知り得べき立場にあった）康明が精神的に不安定であったことを知りながら、両親は、康明が台風で車が全壊し運送業を続けられないという逆境にあるときに、康明を労ることなく、国内貨物で働き続けるように康明を無理に説得し、精神的に追いつめていった。両親が康明を精神的に追いつめたからこそ、康明は本件犯行を決意したのであり、本件犯行にあたっての両親の寄与度は大きい。

従って、本件について、康明の両親も、その寄与度に応じた適切な責任（民法709条、719条）を負うべきである。

4、両親の責任（予備的主張、民法第714条、精神衛生法第20条第1項）

第二に、原告らは決して認めないが、康明は精神障害による刑の減免を求めている。

ところで、仮に康明が刑の減免が認められるほどの精神障害者であったとするならば、両親はその扶養義務者であり、精神衛生法上の保護義務者にあたる（精神衛生法第20条第1項）。そして、両親の保護義務者としての地位は、康明の精神に障害をきたしたときから生ずる。

保護義務者は、「精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督・・・しなければならない」義務を負う。

保護義務者の賠償責任について、民法713条は心神喪失者の責任能力について規定するとともに、これをうけて民法714条は、「監督スヘキ法定ノ義務アル者」（監督義務者）の賠償責任を規定しており、一般に、精神衛生法上の保護義務者は民法714条の監督義務者に含まれると解されている。

前述のとおり、両親が康明に対する監督責任を果たしていなかったことは明白であり、むしろ両親が康明を本件の如き凶悪犯罪に追い込んだというべきである。

よって、少なくとも両親には、民法714条、精神衛生法20条1項の責任がある。

三、被告西日本旅客鉄道株式会社の責任（契約責任）

- 1、原告らのうち、切符を購入して改札口を通り、駅内に入場した者について、被告西日本旅客鉄道株式会社は、切符を購入した者との間で旅客運送契約を締結し、これにより、原告らを含む旅客を安全に目的地まで運送す

べき債務（以下「安全輸送義務」という）を負う。その責任について商法590条1項が規定する。

そして、旅客運送契約に付随する義務として、被告西日本旅客鉄道株式会社は、見送り客など厳密に「旅客」といえない者を含め、構内にいる人一般の安全を確保するよう対策を施す義務（以下「安全対策義務」という）を負っており、その責任も商法590条1項に含まれるものである。

3、安全輸送債務及び安全対策義務の内容（1）

被告西日本旅客鉄道株式会社は、安全輸送債務及び安全対策義務により、具体的には、危険品を携行しようとする者が改札を通過しようとするればこれを阻止し、また、かかる者が改札を通過したときには旅客に対して速やかに注意を呼びかけなければならない。

しかるに、上記のとおり、被告西日本旅客鉄道株式会社は、かかる義務を怠って、原告らの損害を発生・拡大させているから、安全対策義務違反を理由とする、債務不履行責任を負う（商法590条1項）。

なお、鉄道営業法第31条に危険品を携行する者についての罰則規定があり、同法第42条に退去強制の規定があることも、被告の上記責任を裏付けるものである（同法第42条は第31条を準用していないが、少なくとも訴外上部康明は同条第1号「有効の乗車券を所持せず」に該当する）。

4、安全輸送債務及び安全対策義務の内容（2）

被告西日本旅客鉄道株式会社は、下関駅を管理する責任を有するから、不慮の事態に備えて、避難計画をたて、その訓練を実施させる、いわゆる安全体制確立義務を有する。かかる義務を怠って、犯罪行為等による損害が生ずれば、被告西日本旅客鉄道株式会社は、管理者としての過失責任を負う（いわゆる監督過失）。

これも、上記の旅客運送契約に付随する義務に含まれる。

従って、被告西日本旅客鉄道株式会社は、日頃から安全対策のために駅員を十分に配備し、安全教育を施す等の措置をとるべきであったのに、これを怠り、そのため、下関駅事件に際し、康明が、車両を運転して人をはねながら駅構内に突っ込み、下車するや包丁を携行して改札口を通過しようとしているのに、その改札口通過を阻止せずに漫然、通過を許した、

康明が改札口を通過した後も、何ら注意を呼びかける措置をとらなかった、等の事態を引き起こし、原告らの損害を発生・拡大させている。

5、従って、被告西日本旅客鉄道株式会社は、安全対策義務違反を理由とする、債務不履行責任を負う（商法590条1項）。

なお、上記被告西日本旅客鉄道株式会社の責任と康明、両親の責任とは、社会的にみて一つの行為によって生じる責任であるから、不真正連帯債務の関係にあるというべきである。

四、被告西日本旅客鉄道株式会社の責任（不法行為責任）

1、駅改札口内での殺傷事件に関する責任

上記被告西日本旅客鉄道株式会社の過失は不法行為を構成するから、原

告らは予備的に被告西日本旅客鉄道株式会社の民法709条、719条の責任を主張する。

2、下関駅コンコースでの殺傷事件に関する責任

被告西日本旅客鉄道株式会社は、下関駅コンコースについても管理しているから、下関駅コンコース内において発生した犯罪について、管理に過失があれば、管理者として不法行為責任を負うところ、かかる事件についての安全対策が施されていなかったため、下関駅事件に際し、コンコースにまで容易に車両の進入を許し、原告らの損害を発生・拡大させている。

これは、いわゆる監督過失として民法709条の責任を基礎づけるとともに、土地工作物の管理責任として民法717条の責任を基礎づける。

3、被告西日本旅客鉄道株式会社には上記のとおり過失があるから、民法709条ないし717条の不法行為責任を負い、その責任は、康明及び両親の責任と共同不法行為の関係にある（民法719条）

五、損害について

1、原告永藤登（以下「生存原告」という）

請求原因「一」で主張したとおり、康明は、下関駅構内でレンタカーにより5人に重軽傷を負わせ、ホームで6人に重軽傷を負わせた。

生存原告は、これら生存被害者の中で、現時点でかろうじて提訴の決意ができた者であり、生存原告は、これら生存被害者の代表訴訟の面を持つ。

康明は、何の落ち度もない生存被害者に一方的に故意による加害行為を行い、これにより生存被害者を恐怖のどん底に陥れた。しかも、JR駅構内という本来平穏・安全であるべき場所で、理不尽な殺傷行為が行われた。

これによる被害者の精神的被害、加害行為による肉体的被害は計り知れないものであり、殊に、康明の故意行為によるものである以上、その加害の違法性の高さから賠償額も当然高額に及ぶものである。

そして、生存被害者それぞれをとってみるならば、損害額も違ってくるのであるが、集団的被害の代表訴訟という性格から生存原告は個々の要求を抑えて最低の線で請求をすることとしたものである。

生存原告の損害額は、少なくとも金1500万円をくだらないものである。

2、亡衛藤和行、亡松尾瑞代、亡高橋美恵・同治恵について

同様康明はレンタカーないしは文化包丁で4名を殺害（その後、さらに1名死亡）した。

死亡被害者は、平穏な日常生活を送っていたところ、突如未来への希望や夢・人生そのものを断たれてしまったのである。また、死亡被害者と共に人生を歩んできた遺族も同様最愛の人の死によって、未来への希望・夢を断たれてしまったのである。

死亡被害者及び遺族の無念さは察するに余りある。

死亡は究極の被害であること、JR駅構内という本来平穏・安全であるべき場所で理不尽な殺傷行為が行われたこと、殊に、何の落ち度もない死

亡被害者が康明の一方的故意行為によって殺害されたことから、その加害の違法性は高く、賠償額も当然高額に及ぶものである。

そして、死亡被害者遺族それぞれをとってみるならば、損害額も違ってくるのであるが、集団的被害の代表訴訟という性格から遺族は個々の要求を抑えて最低の線で請求をすることとしたものである。

遺族の損害額は少なくとも、1遺族あたり金5000万円を下らないものである。

よって、原告河田一恵は亡高橋美恵・同治恵の遺族として合計金1億円の、原告久保文美は亡衛藤和行の遺族として合計金5000万円の、

原告松尾明久は亡松尾瑞代の遺族として合計金2000万円の(亡松尾瑞代については、金5000万円より、自賠償保険金3000万円を控除した合計金2000万円)賠償を、それぞれ被告らに対して求める。

六、以上のとおりであり、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以上

証拠方法

当事者及び証拠の量が多いこと、各被告について代理人の就任がほぼ確実に予想されることから、被告らが代理人を選任するのを待って、提出する。

附属書類

- | | |
|---------|----|
| 一、訴訟委任状 | 通 |
| 二、資格証明書 | 1通 |

当 事 者 目 録

(原告)

〒759 - 5331

山口県豊浦郡豊北町神田上6859

原告 河田 一 恵

〒800 - 0037

福岡県北九州市門司区原町別院12-21

原告 久保 文 美

〒807 - 1261

福岡県北九州市八幡西区木屋瀬5-15-52

原告 松尾 明 久

〒759 - 4503

山口県大津郡油谷町新別名567-24

原告 永藤 登

(原告代理人)

〒751 - 0823

山口県下関市貴船町3-1-1

下関中央ビル4階(送達先)

原告代理人

弁護士 田川 章 次

電 話 0832 - 32 - 7167

F A X 0832 - 35 - 0162

〒750 - 0008

山口県下関市田中町10-2

友和ビル2階

原告代理人

弁護士 下田 泰

電 話 0832 - 23 - 5322

F A X 0832 - 23 - 6005

〒750 - 0008

山口県下関市田中町7-6

原告代理人

弁護士 秋山 正 行

電 話 0832 - 32 - 1321

F A X 0832 - 32 - 1340

〒750 - 0006

山口県下関市南部町26-3

奥野ビル2階

原告代理人

弁護士 清水 弘彦
電話 0832 - 35 - 9800
FAX 0832 - 35 - 2141
〒750 - 0823

山口県下関市貴船町4 - 1 - 26

原告代理人

弁護士 白石 資朗
電話 0832 - 28 - 2650
FAX 0832 - 28 - 2651

(被 告)

〒759 - 6314

山口県豊浦郡豊浦町大字厚母郷574番地の1

被告 上部 和正

上記同所

被告 上部 敬子

上記同所

被告 上部 康明

大阪市北区芝田二丁目4番24号

被告 西日本旅客鉄道株式会社
代表者代表取締役

井出 正敬

同

南屋 昌二

同

金井 耿

同

平野 直樹

(上記被告西日本旅客鉄道株式会社送達先)

〒732 - 0057

広島県広島市東区二葉の里3丁目8番21号

西日本旅客鉄道株式会社広島支店